

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金事業実施要綱

令和4年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による養殖ノリの価格下落を考慮し、今後の継続的かつ安定的な漁業経営を支援するため、市内のノリ養殖漁業者に対し応援金を交付するため実施する、岡山市ノリ養殖次期作継続応援金給付事業（以下「応援金事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ノリ養殖漁業者 朝日漁業協同組合、九幡漁業協同組合、小串漁業協同組合に所属しノリ養殖業を営む経営体をいう。
- (2) ノリ網 ノリ養殖に使用する網。
- (3) 応援金 前条の目的を達するために、岡山市ノリ養殖次期作継続応援金として岡山県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）によって交付される補助金をいう。
- (4) 交付対象事業者 別記に掲げる者をいう。

(応援金の交付)

第3条 県漁連は、交付対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより応援金を交付する。

2 応援金の交付は1交付対象事業者につき1回限りとする。

(交付額)

第4条 前条の規定により交付対象事業者に対して交付する応援金の金額は、ノリの種付けを実施したノリ網1枚につき1,250円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 応援金に係る申請受付開始日は、令和4年7月1日とする。

- 2 申請期限は、令和4年12月28日までとする。ただし、応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。
- 3 申請期限は必要に応じて関係者と協議の上、延長することができる。

(申請及び交付の方式)

第6条 様式第1号(以下「申請書」という。)のほか次に掲げる書類を添えて申請を行う。

- (1) 種付け実施を証する書類

- (2) 振込先口座通帳の写し（申請者本人（法人の場合は法人）名義のものに限る。）
- (3) 運転免許証の写しその他の本人であることを証する書類（個人である場合に限る。）
- (4) 履歴事項全部証明書（法人である場合に限る。）（発行日から3月以内のものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 応援金の交付は、県漁連が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

（交付の決定等）

第7条 県漁連は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付又は不交付を決定し、岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付決定及び交付額確定通知（様式第2号ア）又は岡山市ノリ養殖次期作継続応援金不交付決定通知（様式第2号イ）により通知を行い、交付を決定した当該交付対象事業者に対し応援金を交付する。

2 岡山市は、県漁連が前項の決定を行うにあたり必要がある場合には、申請者の住民基本台帳及び個人市県民税又は法人市民税の課税状況に関する調査を行う。

（交付決定の取消し）

第8条 県漁連は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める交付対象事業者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、交付すべき応援金の額の確定があった後についても適用する。

（応援金の交付等に関する周知）

第9条 県漁連及び岡山市は、応援金事業の実施に当たり、交付対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により漁業者へ周知する。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 県漁連は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象事業者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該交付対象事業者が応援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、県漁連が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他交付対象事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（応援金の返還）

第11条 県漁連は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に応援金が交付されているときは、岡山市ノリ養殖次期作継続応援金返還決定通知（様式第3号）により期限を定めて、交付対象事業者に応援金の返還を求めることができる。

2 交付対象事業者が応援金を不正に受給したと判断された場合、交付金の金額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 応援金の交付を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援金事業の実施のために必要な事項は、県漁連が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別記（第2条関係）

交付対象事業者

以下の要件をすべて満たすもの

- 1 令和4年度において、朝日漁業協同組合、九幡漁業協同組合、小串漁業協同組合に所属しノリ養殖業を営む経営体で、今後もノリ養殖業を継続する意思を有するものであること。
- 2 次の(1)から(4)に掲げる「応援金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 個人または法人（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付申請書

令和4年 月 日

岡山県漁業協同組合連合会 様

〒 - -
申請者 住所

氏名(代表者名)
署名又は記名押印
法人名※1

日中連絡可能な
電話番号

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市ノリ養殖次期作継続応援金の交付について申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 交付申請 令和3年6月末日時点の内容を記載してください。

所属漁業協同組合(いずれかに○)	朝日 ・ 九幡 ・ 小串
令和4年度産ノリ種付け経費所要額(A) ※1	円
種付したノリ網枚数(B) ※2	枚
応援金申請額 ※B×1,250円と20万円のいずれか低い方の金額	円

※1 添付いただく「令和4年度産ノリの種付け料の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)」に記載の種付け料を記載
※2 添付いただく「令和4年度産ノリの種付け料の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)」にて種付けを実施したノリ網の枚数を記載

交付番号	事務局記入欄	審査	入力	支払

2. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振り込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
フリガナ											
口座名義 (申請者名義)											

※必ずフリガナをつけてください

3. 提出書類 裏面チェックシートを確認の上、必要な書類を必ず提出してください。

(1) 岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付申請書、 (2) 令和4年度産ノリの種付け料の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)、 (3) 振込先口座通帳の写し、(4) 本人確認書類の写し(個人のみ)、(5) 履歴事項全部証明書(法人のみ)

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、岡山市ノリ養殖次期作継続応援金事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかんにかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が申請者の住民基本台帳及び個人市県民税又は法人市民税の課税状況を担当課に照会すること及び担当課が回答することについて同意します。
- 本申請の対象者要件審査のため、申請者の個人情報を公的機関(岡山市・税務署・警察署)に照会し、取得することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和4年12月28日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本応援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該応援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署)の求めに応じて提供することに同意します。

交付要件、添付書類については裏面チェックシートをご確認ください



(様式第2号ア)

年 月 日

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付決定及び交付額確定通知

先日、申請されました標記の応援金について、審査の結果、下記のとおり交付決定及び交付額を確定しましたので、通知します。

記

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付決定及び交付確定額

円

以上

(様式第2号イ)

年 月 日

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金不交付決定通知

先日、申請されました標記の応援金について、審査の結果、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

不交付決定の理由

以上

(様式第3号)

年 月 日

岡山市ノリ養殖次期作継続応援金返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額 円

2. 返還事由

以上